

## 家庭ごみ有料化に係る検討事項について

**1 有料化の意義**

- (1) ごみ減量や適正排出について、市民の関心を高めることができる
- (2) 排出量に応じた負担となるので、負担の公平性を確保できる
- (3) ごみの排出抑制効果が期待できる
- (4) ごみ処理に係る経費を削減できる（経費と収入のバランスによる）
- (5) 手数料収入を活用して減量・資源化に係る市民活動を支援できる

**2 有料化の必要性**

本市は、市民一人 1 日当たりのごみ排出量が県内各市の平均や近隣の伊勢原市と比較して少なく、さらにクリーンセンターが本稼働したにも関わらず、まだまだごみを減らさなければならない状況にあります。

このことは、クリーンセンターの建設計画に賛成し、22 品目の細分別に協力してきた市民には、にわかに信じがたいものと推測されます。将来的に、家庭ごみの有料化は避けられない状況となっていますが、有料化に踏み切る場合は、市民に対し、丁寧な説明が求められます。

**3 有料化実施に当たり検討する項目****(1) 有料化対象ごみの検討**

- ア 可燃ごみ（焼却施設停止に向けた焼却量の減量が主眼のため）
- イ 不燃ごみ（不燃残さの最終処分計画による）
- ウ 粗大ごみ（手数料の見直し）
- エ 資源物（資源分別促進のため対象外が多い）

**(2) 手数料徴収方法**

- ア 指定ごみ袋（手数料を上乗せしたごみ袋の購入）
- イ シール（手数料分。粗大ごみ証紙と同じ）

多く採用されているのは、排出量に応じた負担にでき、排出者責任を明確にできるアの指定ごみ袋。

### (3) 手数料の料金体系

ア 単純従量制（排出量に比例し手数料が変化、指定袋 1 枚目から有料）

イ 超過量従量制（一定枚数は無料配布。超過分は指定袋を購入）

ウ 二段階従量制（一定枚数は低額販売。超過分は高額に手数料引上げ）

多く採用されているのは、発生抑制を図るためア単純従量制。

### (4) 手数料の設定

手数料は、ごみの排出抑制・分別徹底効果があり（高いほど減量効果高い）、市民に受け入れられる範囲で、ごみ処理に係る経費の削減を図ることができる額が望ましく、近隣市町の料金水準とのバランスも考慮する必要がある。

また、指定ごみ袋とする場合は、袋の種類（容量）、形状（使いやすいレジ袋タイプなど）、販売方法（地域ごとにバランスのとれた指定袋取扱店制度など）についても検討が必要。

### (5) ごみ処理経費の試算

有料化の目的のひとつである経費削減を図るため、将来的な経費について把握する必要がある。二市組合分担金（不燃・粗大施設の更新、斎場の更新等）、収集・処理業務の委託についてなど。

### (6) 手数料収入の運用に係る検討

手数料収入については、適正な使途を定めるとともに、経費の現状等とあわせ、市民に分かりやすく公開することが必要である。具体的な市民活動支援費に充当するなど。

### (7) 有料化対象ごみの収集方法の検討

ア 戸別収集の導入（排出者責任の明確化、不適正排出の防止、経費増）

イ 現行どおりのステーション収集

### (8) 減免対象者及び減免対象品目の検討

ア 対象者／経済的に配慮が必要な世帯（生活保護受給世帯など）

イ 対象品目／紙おむつ（子育て世帯や要介護者世帯支援）、ボランティアによる清掃ごみなど

**(9) 不法投棄・不適正排出対策の検討**

有料化により、不法投棄の増加や、不適正排出（指定袋以外の排出、指定場所以外への排出）が懸念されるため、実施当初の立会い指導など具体的な対策が必要である。

**(10) 有料化と合わせて取り組む施策の検討**

資源化率向上の取り組み（啓発強化、拠点の拡大など）、ステーション管理支援の充実（啓発指導の支援、管理費補助の増など）、ごみ減量・資源化協力店制度の導入（排出抑制や再生利用に取り組む小売店の指定）など、有料化だけに頼らない姿勢が必要である。

**(11) 有料化による減量見込量の試算**

手数料体系と連動するため、先行市町の実績をもとに試算する。目標までの減量が可能か、併用施策の充実などと合わせて検討する必要がある。

**(12) 市民の意見聴取**

市民参加と検討プロセスの透明性の確保が重要であるため、市民説明会、市民アンケート等を通じて、広く意見を聴く機会を設けるとともに自治会未加入者、外国籍市民等の意見聴取方法も検討が必要。

**(13) ごみ減量・資源化に努力した人が報われる制度**

総合計画に位置付けている。褒章制度を設けるのか、市民負担の公平性の観点から、手数料の料金体系や、単価の設定について留意するのかなど、検討が必要。